

○公的研究費の不正使用防止対策に関する基本方針

平成 27 年 3 月 26 日

1. 目的

この基本方針は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定。平成 26 年 2 月 18 日改正）を踏まえ、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から女子美術大学・女子美術大学短期大学部（以下「本学」という。）に配分される公的研究費について、不正使用を防止し、適正な運営・管理を行うための必要な事項を定めるものとする。

2. 機関内の責任体系の明確化

最高管理責任者は、「統括管理責任者」及び「公的研究費の取扱いに関するコンプライアンス推進責任者」を置き、各責任者が不正防止対策に関して責任を持ち、積極的に推進するとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し責任体系を学内外に周知・公表する。

3. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

公的研究費の不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

(1) ルールの明確化・統一化

公的研究費の使用及び事務手続きに関するルールについて、明確かつ統一的な運用を図るとともに、公的研究費の運営及び管理に関わる全ての構成員に周知を図る。

(2) 職務権限の明確化

公的研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任について、業務分担の実態と乖離が生じないよう適切な職務分掌を定め、職務権限に応じた決裁手続きを明確にする。

(3) 関係者の意識向上

公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、本学の不正対策に関する方針やルール等に関するコンプライアンス教育を実施し、受講者の受講状況及び理解度を把握するとともに、関係する規定等を遵守する旨の誓約書の提出を求める。

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

公的研究費の不正使用に関する告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程を整備し、その運用の透明化に努める。

4. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、不正の発生防止に努める。

5. 公的研究費の適正な運営・管理活動

公的研究費の適正な運営・管理活動を図るため、策定した不正防止計画を踏まえ、適切な予算執行を行う。また、業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを作って管理する。

6. 情報発信・共有化の推進

公的研究費の使用に関するルールについて相談を受け付ける窓口を設置するとともに、不正防止に向けた取り組みについて方針等をホームページで公表する。

7. モニタリングの在り方

公的研究費の不正発生の可能性を最小にすることを目指し、本学全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。また、最高管理責任者の責任の下、定期的且つ機動的な内部監査を実施する。

以上